

国民健康保険と後期高齢者

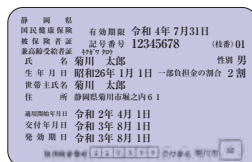
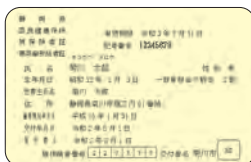
1

8月1日から国民健康保険の保険証が切り替わります

問い合わせ 市民課国保年金係 (☎35-0915)

7月下旬に被保険者の皆さんに新しい保険証を送付します。8月以降、医療機関を受診する時は、新しい藤色の保険証をお使いください。

【旧保険証】 クリーム色 ⇒ 【新保険証】 藤色



※有効期限の切れた保険証(クリーム色)は、各自で処分していただくか、市民課または小笠支所小笠市民課に返却してください。

3

国保限度額適用対象者の住民税を申告しましょう

問い合わせ 市民課国保年金係 (☎35-0915)

国民健康保険の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証は、8月1日で更新となります。更新の際、令和3年度(令和2年分)の住民税の申告をしていない場合は、未申告の扱いとなり、医療機関にかかった際の医療費の限度額が高くなってしまいます。

令和3年度の更新を希望する人は、申請前に忘れずに申告しましょう。なお、申告の際は所得のわかる書類が必要です。

※高額療養費を申請する際も、未申告の場合は医療費の限度額が高くなってしまいますのでご注意ください。

※国民健康保険加入者全員の申告が必要です。

2

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

問い合わせ 市民課国保年金係 (☎35-0915)

8月1日から後期高齢者医療被保険者証【保険証】が緑色に変わります。7月下旬に被保険者の皆さんに黄色の封筒で郵送しますので、8月1日から使用してください。



▲封筒の見本



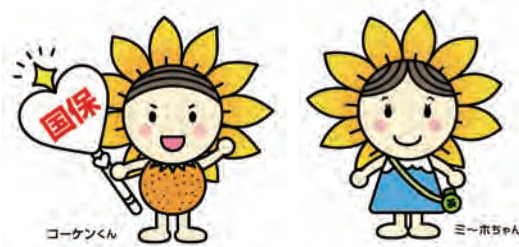
▲保険証の見本

4

国保特定健診・後期健診を受診しましょう

問い合わせ 市民課国保年金係 (☎35-0915)

市では対象の皆さんに5月下旬から受診案内を送付しています。健康維持・増進のため、国保特定健診・後期健診を受診し、健康状態をチェックしましょう。



コーケンくん

ミーポちゃん